

■育児・介護休業法が改正されました

パパもママも、仕事と育児を両立できるように、令和4年10月1日より「育児・介護休業法」が改正されました。改正ポイントについて、改めてご案内いたします。

Point

1

新たに「産後パパ育休（出生時育児休業）」制度が創設されました。

産後パパ育休とは産後8週間以内に4週間（28日）を限度として2回に分けて取得できる休業で、1歳までの育児休業とは別に取得できる制度です。

男性の育児休業取得促進のため、取得ニーズが高い子の出生直後の時期（子の出生後8週間以内）に、これまでよりも柔軟で取得しやすい休業として設けられました。

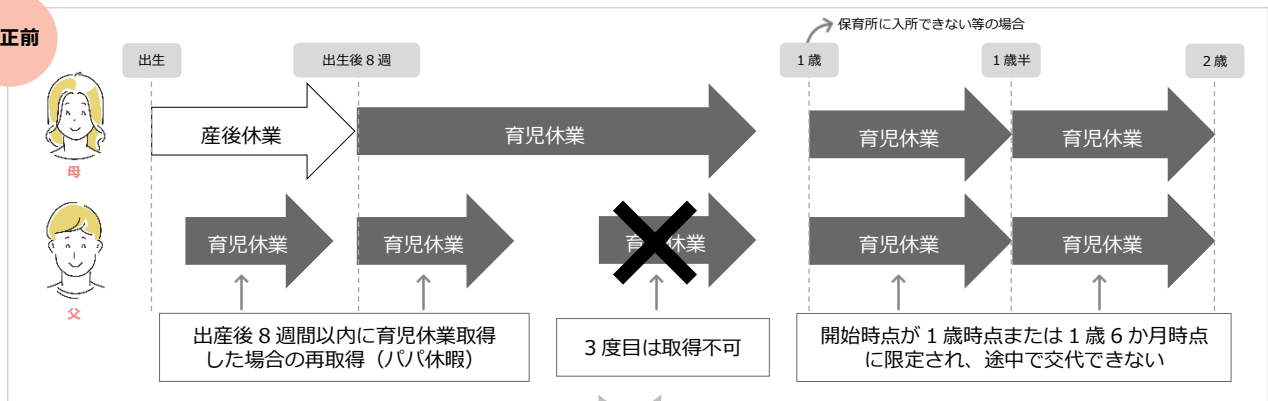
Point

2

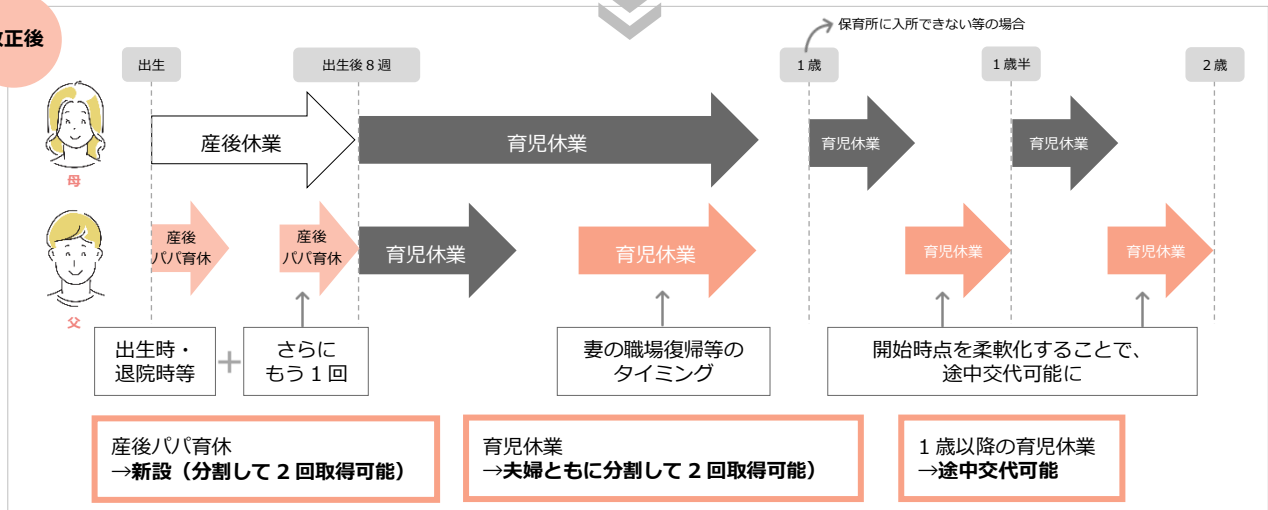
1歳までの育児休業を分割で取得できるようになりました。

これまで、育児休業は原則1回しか取得できませんでしたが、2022年10月からは男女ともそれぞれ2回まで取得することが可能となりました。

改正前



改正後



■保育ルーム「あいりす」サポート会員交流会を開催しました

2023年7月7日（金）に保育ルーム「あいりす」保育サポート会員交流会を開催しました。保育サポート会員は、会員になるための研修を終了した方で、保育ルーム「あいりす」の利用者に対して、保育士・看護師と連携して保育のサポートを行う地域の皆さんです。日頃の感謝をお伝えすると共に、サポート会員同士の交流を深める場として例年行っております。



新型コロナウイルス感染防止の観点から長らく休止としておりましたが、規制緩和の方針を受け、感染拡大防止に配慮しつつ3年ぶりに開催いたしました。



懇談タイムでは、「こういったケースの場合、皆さんはどうしていますか？」など、各々が抱えていた保育サポート上で気になっている点について積極的な意見交換が行われました。短い時間ではありましたが、貴重なご意見をたくさん伺うことができました。

「あいりす」では、保育サポート活動にご協力いただけるサポート会員さんを随時募集しています。有資格者の方はもちろん、登録後に保育サポート研修を行いますので、保育士資格の無い方でも登録可能です。保育サポートにご興味のある方、また、ご興味がありそうなご家族やご友人ご近所さんなどいらっしゃいましたら、是非お声掛けの程よろしくお願いたします。（※詳細は「あいりす（TEL：0285-58-7572）」までお問い合わせください。）



■ベビーシッター割引券のご利用について

- 内閣府の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を活用する補助制度です。
- 私学共済に加入する教職員であれば、非常勤、パート、臨時職員の方も利用できます。
- 乳幼児から小学校3年生までの児童が対象です。
- 家庭内での保育や世話、保育施設などへの送迎にベビーシッターサービスを利用する際、1人1回4,400円まで割引が受けられます。

使用にはいくつかのルールがあります。

- ・配偶者の就労、病気療養などにより、サービスを利用しなければ勤務が困難な方が対象
- ・初回申込は利用予定日の7日前までに要申請など

詳しくは、医師・研究者キャリア支援センター Web サイトをご覧ください。



■第17回 Jichi Joy Cafe



お申込みは
こちらから



- 令和5年9月1日（金）

14:00~15:00 ※途中入退室自由

- 講話

「働き方改革って誰のため？」
～乳腺科でのとりくみ～
乳腺科 櫻木 雅子先生

- ZOOM（事前予約制）

初めの方も大歓迎！皆様のご参加を、心よりお待ちしております。